

平成17年2月1日から,千葉県内の児童・生徒を対象に,健全育 成及び非行の抑止,並びに児童生徒を犯罪被害に遭わせないようにす るための「児童生徒の健全育成に関する学校と警察との相互連絡制度」 がスタートしました。

) 背景

近年,少年による非行が増加・凶悪化・低年齢化の傾向にあ ることに加え,児童生徒が犯罪の被害者になることが多発して います。児童生徒の非行や問題行動に対しては,早期発見・早 期対応が要請されるところであり,犯罪被害防止についても, 学校と警察署との情報交換・連携を一層充実させることが求め られています。

ねらい

学校と警察が児童生徒に係る問題行動等の情報の共有化を 図り,児童生徒の健全育成及び非行抑止並びに犯罪被害に遭わ せないようにしようとするものです。

連絡の内容

学校と警察署それぞれが,児童生徒の非行抑止や安全確保のため情報 の共有が必要と認められるものについて相互の情報連絡が行われます。 特に生徒が,逮捕等された場合には,警察から学校へ連絡が入ります。



白井市教育委員会・千葉県警察本部